

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

(県立学校人事課)

訓令

○技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(教職員課)

告示

○予算の公表 (財政課)

一一

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部振興)

二三

(北部振興本庄事務所)

二三

○埼玉県ホームページ管理システム機器貸借及び保守管理業務に関する落札者の公示

(広聴広報課)

二三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(NPO活動推進課)

二四

○手子林第二土地改良区の役員退

任届

(加須農林)

二四

○手子林第二土地改良区の清算人就任届

二四

○雨水流出抑制施設の告示

(河川砂防課)

二五

○宅地建物取引業者の聴聞

(開発指導課)

二五

○道路標識状況等調査業務委託落札公示

(会計課)

二五

○捜査支援用パソコンの貸借に係る一般競争入札の公告

()

二六

○県道川越栗橋線の区域の変更

(東松山県土)

二八

○開発行為に関する工事の完了公告

(川越建築安全センター)

二八

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○古物商許可取消処分告示

二九

(生活安全企画課) 二九
投票を行うことができる施設の
異動 (選管委) 二九

規則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

埼玉県教育委員会規則第二十八号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学	共				八四〇	
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	一六〇	一六〇	五二〇	
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇	
埼玉県立立川越南高等学校	全日制	科	共					
埼玉県立草加南高等学校	全日制	外国語	共	四〇	四〇	四〇	一二〇	
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二〇〇	二〇〇	五六〇	
埼玉県立立熊谷西高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇	
埼玉県立立川越南高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇	一、〇八〇	
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇	
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇	
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	共		二〇〇	二〇〇	四〇〇	
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇	
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇	
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇	一、〇八〇	
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八八〇	
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共				七二〇	
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三三〇	三三〇	一、〇〇〇	
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇	
埼玉県立福岡高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇	
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	一六〇	五六〇	
埼玉県立立川川高高等学校	全日制	美術科	共	四〇	四〇	四〇	一二〇	
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	一六〇	五六〇	
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	二二〇	二二〇	一六〇	三六〇	
埼玉県立吉川高等学校	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	一六〇	
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇	
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	四〇	四〇	一二〇	
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇	
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇	

埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八八〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立本庄北高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八八〇
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八八〇
埼玉県立白岡高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二四〇	二四〇	七六〇
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立川口東高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八八〇
埼玉県立立川北高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立入間高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立大井高等学校	全日制	普通科	共	八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	体育科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八八〇
埼玉県立鷺宮高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立川越西高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立越谷西高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立立川越西高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立南稜高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二四〇	二四〇	七六〇
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二〇〇	二〇〇	六四〇
埼玉県立松伏高等学校	全日制	音楽科	共	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立立松伏高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立幸手高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立大宮南高等学校	全日制	普通科	共	三三〇	三三〇	三三〇	九六〇
埼玉県立狭山清陵高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立越谷東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立宮代高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇

埼玉県立狭山工業高等学校				埼玉県立浦和工業高等学校				埼玉県立川口工業高等学校				埼玉県立川越工業高等学校				埼玉県立伊奈学園総合高等学校				埼玉県立草加西高等学校				埼玉県立入間向陽高等学校				埼玉県立上尾橘高等学校				埼玉県立浦和東高等学校											
全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制															
械科	電子機	電気科	機械科	術科	情報技	科	システム	設備シ	機械科	電気科	術科	工業技	信科	情報通	電気科	機械科	術科	工業技	普通科	化学科	電気科	機械科	建築科	ン科	デザイ	術科	舞台芸	術科	映像芸	音楽科	美術科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科				
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共				
八〇	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇〇	二八〇	二四〇	三六〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
八〇	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇〇	二八〇	二四〇	三二〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
八〇	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇〇	二八〇	二四〇	三二〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
											</																																

埼玉県立吹上秋桜高等学校 定時制 総合学科 二四〇

二 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、国際文化コース、理数コース、体育コース、情報ビジネスコース又は情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

情報コース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立日高高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立上尾橘高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立本庄北高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立三郷高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

国際文化コース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立越谷東高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

理数コース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立与野高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

体育コース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立八潮高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立児玉高等学校	全日制	四〇	四〇	四〇	一二〇

情報ビジネスコース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立松伏高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇

情報コミュニケーションコース

学 校 名	課 程	一 年	二 年	三 年	計
埼玉県立白岡高等学校	全日制	八〇	八〇	八〇	二四〇

三 保護者の転勤等に伴う転入学及び第十六条第四項にいう入学の生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

職員の 区分	職務の級 号	給料				
		1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円	4級 給料月額 円	5級 給料月額 円
	1	121,600	141,900	165,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	166,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	167,500	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	168,700	228,500	268,100
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500
	9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300
	17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,400
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800
	22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600
	32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,600
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,600
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,700
	36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,800
	37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,700
	38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,700
	39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,700

再任用
職員以
外の職
員

40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,700
41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,600
42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,500
43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,400
44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,300
45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,200
46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,800
47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,400
48	183,000	210,900	275,300	309,300	357,000
49	184,500	212,300	277,100	310,800	358,700
50	185,700	214,000	278,900	312,400	359,900
51	187,000	215,700	280,700	314,000	361,100
52	188,300	217,400	282,500	315,600	362,300
53	189,700	218,900	284,200	317,300	363,300
54	190,800	220,100	285,900	318,900	364,400
55	192,000	221,300	287,600	320,500	365,400
56	193,200	222,500	289,200	322,100	366,500
57	194,400	223,800	290,800	323,600	367,400
58	195,600	225,400	292,400	324,800	368,100
59	196,700	227,000	294,000	326,000	368,800
60	197,800	228,600	295,500	327,200	369,500
61	198,800	230,300	297,000	328,300	370,100
62	200,000	231,800	298,500	329,300	370,800
63	201,200	233,300	299,900	330,200	371,500
64	202,400	234,800	301,300	331,200	372,200
65	203,600	236,200	302,700	332,100	372,700
66	204,900	237,600	304,100	332,900	373,400
67	206,200	239,000	305,500	333,700	374,100
68	207,500	240,400	306,900	334,500	374,800
69	208,800	241,700	308,200	335,400	375,300
70	210,100	243,100	309,500	336,100	376,000
71	211,400	244,500	310,600	336,800	376,700
72	212,700	245,900	311,700	337,500	377,400
73	213,600	247,300	312,800	338,000	377,900
74	215,000	248,700	313,800	338,600	378,600
75	216,300	250,100	314,900	339,300	379,300
76	217,700	251,500	316,000	339,800	380,000
77	218,800	252,700	317,100	340,200	380,500
78	254,000	254,000	318,200	340,700	381,100
79	255,300	255,300	319,000	341,200	381,700
80	256,600	256,600	319,800	341,700	382,300
81	258,300	258,300	320,600	342,200	383,000
82	260,000	260,000	321,300	342,700	383,600

83	261,700	321,900	343,200	384,200
84	263,400	322,500	343,700	384,800
85	265,000	323,000	344,200	385,500
86	266,700	323,500	344,700	386,100
87	268,400	324,000	345,200	386,700
88	270,200	324,500	345,700	387,300
89	272,000	325,000	346,100	388,000
90	273,800	325,500	346,600	388,600
91	275,600	325,800	347,100	389,200
92	277,400	326,100	347,600	389,800
93	279,200	326,400	347,900	390,500
94	281,100	326,700	348,400	
95	283,000	327,000	348,900	
96	284,900	327,300	349,400	
97	286,200	327,600	349,700	
98	287,800	327,900	350,200	
99	289,300		350,700	
100	290,800		351,200	
101	292,300		351,500	
102	293,600		351,900	
103	294,900		352,300	
104	296,200		352,700	
105	297,500		353,200	
106	298,500		353,600	
107	299,400		354,000	
108	300,300		354,400	
109	301,200		354,900	
110	301,900		355,300	
111	302,600		355,700	
112	303,300		356,100	
113	304,000		356,600	
114	304,700			
115	305,400			
116	306,100			
117	306,800			
平均用職員	192,400	214,200	258,600	278,900

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年埼玉県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「受けていた給料月額」の下に「（平成二十一年十一月一日において技能職員（減額改定対象外職員（附則別表第三の号給欄に掲げる号給である技能職員をいう。）を除く。）である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・

七七を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。」を加える。
附則に次の一表を加える。

附則別表第3 減額改定対象外職員の号給表（附則第7項関係）

職務の級	号給
1級	1号給から72号給まで
2級	1号給から37号給まで
3級	1号給及び18号給から21号給まで
4級	1号給から8号給まで

附則

- 1 この訓令は、平成二十一年十一月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

告 示

埼玉県告示第十四百二号

埼玉県議会平成二十一年九月定例会において議決された平成二十一年度埼玉県一般会計補正予算(第二号)及び平成二十一年度埼玉県病院事業会計補正予算(第一号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定によ

り、次のとおり公表する。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成 21 年度埼玉県一般会計補正予算(第 3 号)

平成 21 年度埼玉県一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,053,929 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,814,532,152 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	1 地方交付税	179,700,000	5,404,634	185,104,634
		179,700,000	5,404,634	185,104,634
9 国庫支出金	2 国庫補助金	203,118,946	21,869,162	224,988,108
		102,086,636	21,854,970	123,941,606
		5,200,218	14,192	5,214,410
10 財産収入	1 財産運用収入	14,064,837	46,471	14,111,308
		6,881,208	46,071	6,927,279
	2 財産売却収入	7,138,629	400	7,184,029
		95,100,324	6,562,437	101,662,761
12 繰入金	2 基金繰入金	77,278,567	6,562,437	83,841,004
		527,807	2,914,068	3,441,875
13 繰越金	1 繰越金	527,807	2,914,068	3,441,875
		57,208,869	22,157	57,231,026
14 諸収入	4 受託事業収入	3,617,927	21,897	3,639,824

		7 雑	入	7,734,476	260	7,734,736
15 県	債			319,947,000	1,235,000	321,182,000
		1 県	債	319,947,000	1,235,000	321,182,000
歳	入	合 計		1,776,478,223	38,053,929	1,814,532,152

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	114,730,444	10,241,785	124,972,229
		30,515,524	11,923	30,527,447
		11,391,572	35,501	11,427,173
		7,506,249	59,423	7,565,672
		11,215,683	1,182,003	12,397,686
		40,782,928	8,361,206	49,144,134
		2,372,104	591,729	2,963,833
		260,061,688	20,940,186	281,001,874
3 民生費	1 社会福祉費	196,976,596	19,117,111	216,093,707
		53,064,462	1,823,075	54,887,537
4 衛生費	1 公衆衛生費	56,421,631	718,153	57,139,784
		23,479,550	718,153	24,197,703
5 労働費	1 労政費	16,965,835	386,990	17,352,825
		14,445,935	43,042	14,488,977
		2,351,899	343,948	2,695,847

6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	28,751,566	928,887	29,680,453
	2 畜 産 業 費	7,980,505	385,811	8,366,316
	3 畜 産 業 費	637,909	5,356	643,265
	4 林 業 費	1,452,586	3,597	1,456,183
	5 農 地 費	6,954,889	523,623	7,478,512
7 商 工 費	1 農 地 費	11,725,677	10,500	11,736,177
	2 商 工 業 費	18,679,131	394,813	19,073,944
	1 商 工 業 費	18,553,215	384,838	18,938,053
	2 観 光 費	125,916	9,975	135,891
	2 道 路 橋 り よ う 費	174,164,127	1,209,251	175,373,378
8 土 木 費	3 河 川 費	65,282,657	480,000	65,762,657
	4 都 市 計 画 費	50,015,694	518,916	50,534,610
	4 都 市 計 画 費	34,740,799	210,335	34,951,134
	4 都 市 計 画 費	34,740,799	210,335	34,951,134
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	148,255,261	497,410	148,752,671
	2 警 察 活 動 費	136,266,312	253,238	136,519,550
	2 警 察 活 動 費	11,988,949	244,172	12,233,121

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	80,005,151	250,972	80,256,123
	4 高 等 学 校 費	100,591,151	669,333	101,260,484
	6 大 学 費	3,306,111	4,469	3,310,580
	7 私 立 学 校 費	39,545,501	1,791,502	41,337,003
	8 社 会 教 育 費	5,032,621	5,561	5,038,182
	9 保 健 体 育 費	1,710,990	14,617	1,725,607
	合 計	1,776,478,223	38,053,929	1,814,532,152
	歳 出			

第2表 継続費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	8 防災費	危機管理防災センター(仮称)整備事業費	1,725,187	平成21年度 平成22年度	149,562 1,575,625
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費(平成21年度着工分)	148,489	平成21年度 平成22年度	43,514 104,975

第3表 債務負担行為補正
追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急借換資金損失補償費 (平成21年度保証分)	平成21年度から平成38年度まで	県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払いを受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
危機管理防災センター(仮称)整備事業	93,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
保護施設整備事業	28,000	同上	同上	同上

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者) 援護施設等整備事業	152,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件に より、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	626,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	()
児童福祉施設整備事業	26,000	同	同	同	171,000	(同)	(同)	()
県単独道路建設事業	18,749,000	同	同	同	19,119,000	(同)	(同)	()

<p>県単独街路事業</p>	<p>4,160,000</p>	<p>普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。</p>	<p>10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金についてはその融通条件に より、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>	<p>4,285,000</p>		<p>(補正前に同じ。)</p>	
----------------	------------------	--	--	---	------------------	--	--------------------	--

平成21年度埼玉県病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成21年度埼玉県病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成21年度埼玉県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既決予定量	補正予定量	計
3 主なる建設改良事業	2,465,294 千円	1,820,221 千円	4,285,515 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,621,793千円」を「4,442,014千円」に、「2,374,567千円」を「4,194,788千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	3,446,675	1,820,221	5,266,896
第1項 建設改良費	2,465,294	1,820,221	4,285,515

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 予算第9条に定めた重要な資産の取得に、次の資産を加える。

種 類	土 地
名 称	がんセンター病院建設用地 伊奈町小室地内
数 量	82, 474 m ²

埼玉県告示第千四百三三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月二十三日 埼玉県知事 上 田 清 司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成二十一年十月十四日 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィルハッピー

- 三 代表者の氏名 牛ノ濱 弘行
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県狭山市東三ツ木百六十五番一号メゾン南台
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者等の移動制約者やその介護者等に対して、より生活しやすい環境づくりの支援をすることにより、利用者の利便向上を目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月十五日 埼玉県知事 上 田 清 司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマン・ネット
- 三 代表者の氏名 小松 千春
- 四 主たる事務所の所在地

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月二十三日 埼玉県知事 上 田 清 司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 埼玉県告示第千四百五号

埼玉県児玉郡神川町大字植竹三百八十八番地七

- 五 定款に記載された目的 当法人は、主に知的障害者に対する生活や就労の支援活動を行い、障害者の自立を積極的に推進し、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成二十一年十月二十三日 埼玉県知事 上 田 清 司
- 一 購入等件名及び数量 埼玉県ホームページ管理システム機器貸借及び保守管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 埼玉県県民生活部広聴広報課ウェブ

情報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成21年9月29日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社インターネットインテグ

イブ 東京都千代田区神田神保町1丁目105番地

5 落札金額
93,240,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成21年8月18日

埼玉県告示第千四百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え

置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。
平成二十一年十月二十三日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年十月十四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アグリベンチャ

三 代表者の氏名
川北 誠治

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目

九番一七一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内において農業に従事し、または支援を行っている個人、法人及び団体に対して、国内外における国産農産物等の販売仲介事業やその支援を行い、また、農業革新に向けた諸研究並びにその関連事業を他団体・他法人等と協力して行うことによつて、国内農業の市場活性化及び発展並びに国内における食料自給率の向上及び自由貿易促進や環境保護に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、手子林第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
平成二十一年十月二十三日
埼玉県知事 上田 清司

職名	氏名	住所
理事	石橋 利夫	羽生市大字下手子林一六五一番地
同	岡戸 儀芳	同 同 二四九八番地
同	小林 孝一	同 同 一一八番地
同	小林 榮	同 同 一一五五番地
同	越沼 松雄	同 同 一一〇八番地
同	関根 繁雄	同 同 一一〇三番地
同	関根 貞次	同 同 一六七番地
同	杉山 明弘	同 同 一九五〇番地
同	田中 弘	同 同 一二四八番地
同	田中 忠一郎	同 同 一九四五番地
同	中野 由季恵	同 同 五六四番地
同	原田 光二	同 同 一九六七番地
同	平賀 利雄	同 同 一三二番地
同	増田 勝雄	同 同 二二一番地
同	増田 義明	同 同 二二四八番地
同	増田 俊	同 同 二〇三九番地
同	増田 博	同 同 二二五二番地
同	増田 正夫	同 同 一一五二番地
同	増田 良作	同 同 一六七〇番地
同	儘田 義光	同 同 三九四番地
同	根岸 光雄	同 同 四一七番地
同	根岸 正雄	同 同 中手子林一六〇四番地

埼玉県告示第千四百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用す

る同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年九月二十五日解散認可した羽生市手子林第二土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

清算人氏名及び住所

氏名 住所

石橋利夫	羽生市大字下手子林一六五一番地
岡戸儀芳	同 同 二四九八番地
小林孝一	同 同 一一八番地
小林榮	同 同 一一五五番地
越沼松雄	同 同 二二〇八番地
関根繁雄	同 同 一一〇三番地
関根貞次	同 同 一六七番地
杉山弘明	同 同 一九五〇番地
田中忠一郎	同 同 一二四八番地
圖齋忠一郎	同 同 一九四五番地
中野由季恵	同 同 五六四番地
原田光二	同 同 一九六七番地
平賀利雄	同 同 一三二番地
増田勝雄	同 同 二二一番地
増田羨明	同 同 二二四八番地
増田博俊	同 同 二〇三九番地
増田正夫	同 同 二二五二番地
増田良作	同 同 一六七〇番地
儘田義光	同 同 三九四番地
根岸光雄	同 同 四一七番地
根岸正雄	同 同 中手子林一六〇四番地

埼玉県告示第千四百九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

許可番号

第二〇〇七七八一〇号

雨水流出抑制施設の容量

容量 三四〇四・六立方メートル

埼玉県告示第千四百十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第一項の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	主たる事務所の所在地
平成二十一年十一月四日 午後二時三十分	有限会社エス・グラント 取締役 本田 重達	さいたま市南区別所三十一 六一九

聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

衛生会館 三〇四会議室

埼玉県告示第千四百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

購入等件名及び数量

道路標識状況等調査業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

落札者を決定した日

平成21年8月31日

落札者の氏名及び住所

株式会社交設 埼玉県上尾市大字平方4280番地1

5 落札金額 249,994,500円	一般競争入札
6 契約の相手方を決定した手続	7 入札の公告を行った日 平成21年7月14日

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

上記に基づき、政府調達に属する特定の用途を営む事業者の競争入札に付、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県長 岡田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
捜査支援用パソコン等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間
平成22年3月1日(月)から平成25年2月28日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2245 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。
イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

- (4) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年12月9日(水)午前10時30分まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
- (ア) 郵送の場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年12月8日(火)午後5時まで
- (イ) 持参の場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年12月9日(水)午前10時30分まで
- (5) 開札の場所及び日時
- 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年12月9日(水)午前10時40分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
- 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
- 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年12月1日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効
- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要件
- (6) 落札者の決定方法
- 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
- 無
- (8) 競争入札参加資格の付与
- 上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年11月20日(金)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。
- (9) 支払条件
- 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of personal computer for Crime Investigation support.
- (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., December 9, 2009 By mail; 5:00 p.m., December 8, 2009 In person; 10:30 a.m., December 9, 2009
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division,

General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters,
Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533

Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年十月二十三日
埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田耕三
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 川越栗橋線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	比企郡川島町大字上貉字東谷九六四番一六地先から同郡同町大字新堀字小橋二九〇番三地先まで		七・七二	九一九・八四	
新			一〇・七〇		
			一七八・〇五		

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十三日
埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年八月二十五日
指令川建セ 第二二〇〇四二二号

二 検査済証番号

平成二十一年十月十五日

第二二〇一〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字下小見野字矢代町五九九一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上尾市泉台二一八一一四
上信泉台ハイツ三〇七
宮良 絵美

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十三日
埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年八月二十七日
指令川建セ第二二〇一三三一号

二 検査済証番号

平成二十一年十月十五日
第二二〇〇九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字鞆負字下川原四五五―三、四五五―一の一部、四五五―

四の一部分

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町大字鞆負四五五
竹澤 昌江

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十三日
埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日

指令川建セ第二〇〇一六三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月十六日

第二一〇一〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字田甲字岡谷七四七

一、七四八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市赤見台三丁目三十二番十二

一〇二号 レイクヒル赤見台D

伊與田 広和

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

三)

号)

第三十六條第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年九月三十日

指令川建セ第二一〇〇三二二号

二 検査済証番号

平成二十一年十月十九日

第二一〇一〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字宮山台八八

二一三の一部、八九一一一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂戸市千代田三一―一―七
株式会社フレイバハウス
代表取締役 篠原 洋子

原田 信宏

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110 (内線3036)

3 到達の日

平成21年11月6日(金)をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

到達したものとみなす。

埼玉県選管告示第百四十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁

判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による

場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり

名称の異動の届出があった。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

加藤 憲

施設の開設主体及び名称	所在地
新 社会福祉法人朋映会 ケアハウス春日部勝彩園	春日部市大字上大増新田一〇六番地一
旧 社会福祉法人朋映会 ケアハウス春日部園	

埼玉県公安委員会告示第304号

次の者に送達する書類(平成21年10月7日付け埼玉県公安委員会指令甲第459号)

を埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課に保管してあるので、出頭の上、交付

を受けらるたい。

平成21年10月23日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

1 送達を受けるべき者

埼玉県さいたま市中央区本町東5丁目15番2号

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県警ケーターホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	--	-----	---